

# 国民健康保険からのお知らせ

平成29年度の新しい保険証は届いていますか

平成28年度に使用していた保険証は、3月31日で有効期限が切れています。4月1日以降に受診するときは必ず新しい保険証を医療機関の窓口へ提示してください。



加入・脱退の手続きはお早めに

4月は就職や退職などで異動が多い時期です。加入・脱退などの届け出が遅れるとトラブルが起りやすくなりますので、手続きが必要な人は早めに窓口へお越しください。

## ◆加入の届け出が遅れると

保険証がないために医療費が全額自己負担になります。また、加入の資格が発生した時点までさかのぼって国保税を納めなければなりません。例えば、平成29年1月15日に会社を退職して、そのままどこにも就職しないでいた人が、4月1日から国保に加入したいと届け出た場合、1月16日にさかのぼって加入することになります。

## ◆脱退の届け出が遅れると

国保の資格がなくなっているのに受診した場合、国保が負担した分の医療費は返還しなければなりません。また、国保と新しく加入した社会保険の両方に、保険税(料)をいったん納めることになります。

## 国保の未納が続くと

納付相談もせず国保税の未納が続く人には有効期限を短縮した「短期保険証」を交付することがあります。短期保険証を交付された人は有効期限内に納付相談をし、未納分の国保税を支払うと、通常の保険証を交付するか、短期保険証の有効期限を更新します。短期保険証を交付している人で1年以上未納がなく、納付相談もしない場合には「資

格証明書」を交付します。この証明書は国保の資格を証明するだけのものです。医療費はいったん全額自己負担となります。

未納が続くと本税のほかに延滞金も加算され滞納額が膨れ上がり、ますます納付が困難になります。こうした状態になる前に、早めに納付相談にお越しください。



## 学 保険証の交付

大学や専門学校などに行くために家族と離れて、市外に住所をおき下宿生活などしている場合は、学生用の保険証を交付しますので、必ず申請してください。申請には保険証、印鑑、在学を証明するもの、現住所の分かるもの(住民票や公共料金の領収書など)が必要です。

## 70歳以上の高齢受給者証を 持っている人へ

現在の高齢受給者証の有効期限は7月31日です。古い保険証と一緒に処分しないように注意してください。

国民健康保険課(東庁舎)

☎ 71・2324  
FAX 72・2460